

## 第 44 回東村つつじ祭り企画運営委託業務 に係る公募型プロポーザル実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、第 44 回東村つつじ祭り企画運営委託の発注を公募型プロポーザル方式により実施し、東村つつじ祭り実行委員会企画運営部会へ図るものとし、第 44 回東村つつじ祭り企画運営委託業務に係る落札者決定基準その他必要とすることに関し定めるものとする。

### (入札の執行順)

第2条 プロポーザルは、次の順により執行する。

- (1)入札価格審査 契約金額(上限額)を超える者は、失格とする。
- (2)提案内容審査 別表に定める評価配点表により審査する。
- (3)総合評価 実施計画に関する評価と実施体制に関する評価を併せて評価する。
- (4)落札者決定 評価点の高い者を契約予定者として選定する。
- (5)委託契約の締結 契約予定者と契約を締結する。

### (プロポーザル参加者)

第3条 第 44 回東村つつじ祭り企画運営委託業務の請負(以下、「本業務」という。)は、本業務仕様書に示す業務内容の適正な実施を必要とすることから、プロポーザル参加者は、次の各号に掲げる条件を有する者と指名するものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 県内に本店又は支店、営業所を有するものであること。
- (3) 必要に足る経験、実績、知識を有すること。
- (4) 暴力団(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(令和4年法律第 77 号)第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団をいう。)若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)及び暴力団若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。

### (企画提案書の作成)

第4条 企画提案書は様式1のとおりとし、提出してください。

- (1) 業務の実施体制
  - ア)会社の概要
  - イ)本業務に類する事業の実施実績(実績がある場合に記入)
  - ウ)業務の実施体制
  - エ)業務実施責任者の知識、経験、資格等
  - オ)事業費の積算(見積書)
- (2) 業務実施計画
  - ア)ステージイベント(出演者)に関する提案
  - イ)その他の提案

### (契約の相手方決定までのスケジュール)

第5条 契約の相手方決定までのスケジュールは、次のとおりとする。

- (1) プロポーザル公告
  - ア) 日時:令和 7 年 10 月 7 日(火)

(2) 質問書の受付

- ア) 受付期間 令和7年10月7日(火)～令和7年10月14日(火)
- イ) 質問方法 別紙質疑書に必要事項を記載のうえ下記へ電子メールで送付すること。
- メールアドレス kikaku@vill.okinawa-higashi.lg.jp

(3) 質問書の回答

- ア) 回答日時 令和7年10月16日(木)
- イ) 回答方法 東村公式ホームページに掲載する

(4) 参加意思確認書の提出

- ア) プロポーザルへの参加の有無について「参加意思確認書」(別紙1)を郵送若しくは、FAXにて提出してください。
- イ) 参加意思確認書提出期限 令和7年10月20日(月) 17:00迄 ※郵送可
- ウ) 参加意思確認書提出場所 東村役場 企画観光課 FAX 0980-43-2457

(5) プレゼンテーションの開催

- ア) 実施日 令和7年10月28日(火)
- イ) 場所 東村役場 小会議室
- ウ) その他、時間については別途連絡します。1業者20分程度(プレゼンテーション10分、質疑10分)とし、プロジェクターを使用する場合は事前に連絡してください。

(6) 提案書の提出

- ア) 同実施要綱第4条の規定に基づくこと
- イ) 提出期限 令和7年10月21日(火)17:00迄 ※郵送可

(7) 参加申し込みについて

プロポーザルへの参加を希望する者は、「参加意思確認書」、「プロポーザル実施要綱」等、公募に関する資料・様式を、本村ホームページからダウンロードすること。

※東村公式ホームページ <https://www.vill.higashi.okinawa.jp>

(候補者の決定)

第6条 提出された企画提案書と企画提案者(以下、「参加者」という。)のプレゼンテーションの内容を審査する。企画運営部会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき公正な審査を行い、候補者と次点候補者を選定します。なお、審査評価は非公開とし、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じないこととします。委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後に候補者と実行委員会は企画提案の内容をもとにして、必要な履行条件などの協議を調整(以下、「交渉」という。)を行います。この交渉が整った際に随意契約の手続きに進みます。14日以内に交渉が整わない場合には、次点候補者と改めて村が交渉を行うこととします。

なお、本プロポーザルに関して、提案事業者が1社のみの場合であっても、企画運営部会において、内容の審査を行い選定の可否を決定します。

(留意事項)

第7条 留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は失格となります。
  - ア) 他の提案者と提案内容又はその意思について相談を行った場合
  - イ) 応募提案書類に虚偽の記載をした場合
  - ウ) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
  - エ) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

- (2) 提出された書類については、追加・削除等は原則として認めません。
- (3) 提出して頂いた全ての書類等は返却しません。
- (4) 企画提案に係る一切の経費は参加者の負担となります。
- (5) 参加者は、複数の提案書の提出はできません。
- (6) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとする。

(見積書作成にあたっての注意事項)

第8条 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とし、以下の事項に注意し作成すること。

- (1) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに拘わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。
- (2) 人件費については、労働条件、市場実態等を踏まえて適切な水準を設定してください。

(庶務)

第9条 本業務に関する庶務は、東村つつじ祭り実行委員会(企画運営部会事務局)において行う。